

資料提供(投げ込み) 平成31年1月24日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 健康づくり課 (電話059-229-3310)	健康医療担当参事(兼) 健康づくり課長 栗本 真弓

市内で発生している麻しん（はしか）への 感染拡大防止のための対応強化について

このことについて、津市で発生している麻しん（はしか）への対応について、三重県と連携をとり、感染予防を図るため広く市民へ注意喚起を行っていますが、麻しん（はしか）の感染拡大防止のため、これまでの取り組みに加え、次のとおり対応することとしましたので、その対応内容について別紙のとおりお知らせします。

市内で発生している麻しん（はしか）への感染拡大防止のための対応強化について

現在、市内で発生している麻しん（はしか）への対応について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく情報提供など、三重県との連携による対応を行うとともに、津市として広く市民への感染予防を図るため、ホームページやフェイスブックでの情報発信、また、保育所、こども園、幼稚園、小中学校及び義務教育学校並びに保護者への注意喚起に努めています。

麻しん（はしか）の感染拡大防止のため、これまでの取り組みに加え、次のとおり対応することとしました。

1 自治会を通じた回覧による注意喚起

麻しん（はしか）に関する症状や感染経路、また症状が見られた際の医療機関の受診及び予防接種による対応等を記載した回覧を広報津2月1日号の配布にあわせ行うこととします。

問い合わせ先 健康福祉部健康づくり課 059-229-3310

2 保育所や幼稚園等に勤務する職員への麻しん（はしか）予防に係るワクチン接種費用を助成

現行の予防接種法では、麻しん（はしか）に係る定期予防接種として生後12か月以上24か月未満の時、また、小学校就学前の1年間にある時の2回、麻しん（はしか）に係る予防接種を受けることとされています。

このため、同法で定められている2回の定期予防接種を受けていない児童等への感染拡大を未然に防止する観点から、保育所や幼稚園等に勤務する職員で定期予防接種を過去に受けたことがない職員、過去に麻しん（はしか）にかかったことが明らかでない職員などを対象とし、ワクチン接種に係る費用を助成します。

●助成額 予防接種費用の1/2（上限5,000円）

問い合わせ先 総務部人事課 059-229-3107

3 保育所、こども園、幼稚園、小中学校及び義務教育学校並びに保護者への注意喚起の継続

これまでも保育所、こども園、幼稚園、小中学校及び義務教育学校並びに保護者への注意喚起を行ってきましたが、感染拡大を防止する観点から、あらためて予防や感染が疑わしい場合の受診等の対応について注意喚起を行います。

問い合わせ先

健康福祉部子育て推進課（保育所、こども園）

059-229-3278

教育委員会事務局教育研究支援課（幼稚園、小中学校、義務教育学校）

059-229-3293

4 ホームページ及びフェイスブックを通じた情報発信の継続

三重県からの情報提供を踏まえ、適宜、発信内容の更新を行います。

問い合わせ先 健康福祉部健康づくり課 059-229-3310

回覧

麻しん（はしか）

津市内で発生の報告が続いています！！

◆今後も患者発生が続く可能性があるため、広く注意喚起を行います。

麻しんの症状について

- ・麻しんは、麻しんウイルスによって引き起こされ、ヒトからヒトへ感染する病気です。
- ・約10日から12日の潜伏期間を経て、発熱や咳、鼻水、目の充血といった風邪のような症状が現れます。
- ・38℃前後の発熱が3日から4日続いた後、一旦下降して再び39℃以上の高熱と発疹が全身に広がります。重篤化すると肺炎や脳炎などを起こし、1,000人に1人の割合で死亡する可能性があります。

麻しんの感染経路、感染可能期間について

- ・感染経路としては、飛沫感染及び接触感染のほかに、**空気感染**することが知られており、インフルエンザに比べて感染力が非常に強いことも知られています。
- ・周囲への感染力がある感染可能期間は、「発症日1日前から解熱後3日を経過するまで」とされています。
- ・麻しんに対する免疫がない方が感染すると、**ほぼ100%発症します**。特異的な治療法はなく、対処療法が中心となります。

医療機関に受診する時は

- ・麻しんを疑うような症状が現れた場合は、必ず**事前に医療機関に連絡し**、麻しんの疑いがあることを伝え、受診の際は周囲に感染を広げないよう、**公共交通機関の利用は控えてください**。

予防接種について

- ・麻しんを予防するには、**予防接種が最も効果的な方法**です。
麻しんワクチンを2回接種していると、麻しんにかかることはまれです。接種歴や過去にかかったかどうかははっきりしない時は、医療機関で抗体検査をしましょう。

- ・以下の方は予防接種法に基づく定期接種対象者です。早めに接種を済ませましょう。【無料】
定期の予防接種対象者
【第1期】生後12か月以上24か月未満の方
【第2期】小学校就学前の1年間にある方(いわゆる年長児)

もしかして、麻しん？
事前に連絡して速やかに受診しましょう！

その他「麻しん予防接種」に関する詳細は津市ホームページ<http://www.info.city.tsu.mie.jp/>をご覧ください。
【問い合わせ先】健康づくり課 TEL 229-3310

中央保健センター	TEL 229-3164	安濃保健センター	TEL 268-5800
久居保健センター	TEL 255-8864	香良洲保健センター	TEL 292-4183
河芸保健センター	TEL 245-1212	一志保健センター	TEL 295-0112
芸濃保健センター	TEL 266-2520	白山保健センター	TEL 262-7294
美里保健センター	TEL 279-8128	美杉保健センター	TEL 272-8089



平成31年2月1日

麻しん（はしか）に係る予防接種助成制度の概要

1 予防接種費用助成制度

保育所、認定こども園、幼稚園及び保健センター等の市職員で、以下に該当する職員を対象とします。

- (1) 麻しんワクチンの予防接種を 1 回も受けていない。
- (2) 過去に麻しんにかかったことが明らかでない。
- (3) 発症予防に十分な麻しん抗体価を保有していない。

2 対象となる予防接種

- (1) 麻しん単独の予防接種
- (2) MR（麻しん風しん混合）の予防接種

3 助成回数

1 人当たり 1 回限り

4 助成額

予防接種費用の 1 / 2（上限 5, 0 0 0 円）

5 助成対象期間

平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

[三重県発表資料]

平成31年1月23日（水）

麻しん（はしか）患者の発生について（第12報）

ミロクコミュニティ救世神教が自施設で開催した研修会の参加者等から、複数の麻しん患者（初発患者からの二次感染者）が確認され、現在、二次感染者の接触者から麻しん患者（三次感染者）が確認されています。

本公表は、麻しん（はしか）感染拡大防止のため、広く注意喚起を行うものです。

【県の対応】

県では、県内保健所を中心に他の関係する自治体とも協力し、参加者等及び接触者の健康観察を詳細に行い、早期に情報を把握し発症時の受診勧奨をする等、感染拡大防止に努めています。

また、教育機関や企業等にも協力を求め、十分な免疫を有していない方々に麻しんワクチンの接種検討を促す等、感染拡大防止に向け注意喚起を行っていきます。

【県民の皆様へ】

麻しん（はしか）を疑うような症状（高熱・発疹・咳・鼻水・目の充血等）が現れた場合は、必ず事前に医療機関へ連絡し、麻しん（はしか）の疑いがある事を伝えてください。受診の際は公共交通機関の利用を控えて医療機関の指示に従って受診をしてください。

麻しん（はしか）は感染力が強く、空気感染するため、手洗い、マスクのみでは予防できません。しかし、ワクチンを必要回数接種していれば、麻しん（はしか）に感染する可能性はワクチン接種をしていない人と比べるとはるかに低くなることからワクチン接種が最も効果的な予防法です。そのため、以下のことを確認してください。

また、定期接種対象者でまだ受けてない方は、早めの接種をお勧めします。

<定期接種対象者>

第1期：生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期：5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

〈確認事項〉

① 2回の麻しんワクチンの予防接種を受けている。

② 過去に麻しんにかかったことが明らかである。

③ 既に発症予防に十分な麻しん抗体価を保有している。

※①から③のいずれにも当てはまらない方は、かかりつけ医療機関に相談のうえ、麻しんワクチンの接種を検討してください。

今回、判明した患者の概要（本件に関与する届出数累計37名）

	性別	年代	居住地	予防接種歴	発生日	結果判明日	備考
患者35	男性	40歳代	亀山市	不明	1月21日	1月22日	患者1・21と団体主催の 会合で接触
患者36	女性	30歳代	松阪市	不明	1月22日	1月22日	患者1と医療機関で接触
患者37	女性	20歳代	津市	1回	1月22日	1月23日	患者4・5と学校で接触

※備考中「接触」とは、感染可能期間内（発症1日前より解熱後3日間まで）における以下3つの場合のいずれかをいいます。

- ・麻しん患者と直接接触した
- ・飛沫感染可能な範囲内（患者から2m以内）で飛沫感染した
- ・麻しん患者と同じ空間を共有した

【参考】麻しん発生状況：届出数（四日市市保健所分を含む）

年	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
三重県	2	7	2	1	5	1	0	6	22	3	37 ^{※1}
全国	732	447	439	283	229	462	35	165	189	282	46 ^{※2}

※1：2019年1月23日（本件含む）現在

※2：2019年1月13日時点

※団体名については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」でいう予防に必要な情報に該当しないこと及び団体の意向から、「民間団体」と記載してきましたが、1月22日、当該団体が社会的影響を鑑み公表したことを受け、第11報から団体名を記載いたしました。